

ここに紹介する平成26年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもので、421号より連載の4回目。

診療内容等に関する事項

11. 歯冠修復及び欠損補綴(続き)

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

クラウン・ブリッジ維持管理に係る情報を記載した文書において以下の事項の記載内容が

不正確であったので適切に記載すること。(ア 装着日)

不相当であったので適切に記載すること。(ア 開設者名)

クラウン・ブリッジ維持管理に係る情報を記載した文書において以下の事項に不備が認められたので適切に記載すること。

ア 保険医療機関名の記載がない事例が認められた。

イ 管理に係る情報を記載した文書を診療録とは別に一括して保管していたので診療録に添付して保管すること。

算定要件を満たさないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定していたので改めること。

ア クラウン・ブリッジ維持管理に係る情報を記載した文書の写しを診療録に添付していなかった。

(3) 歯冠修復

歯冠形成

ア 算定要件を満たさない歯冠形成を算定していたので改めること(臼歯に対して前歯の4分の3冠、前歯のレジ前装金属冠及び接着ブリッジのための支台歯に係る加算を算定していた)。

充填

ア 算定要件を満たさない充填の費用を算定していたので改めること(残根上の義歯の装着に当たって根面被覆を行ったものに窩洞形成の複雑なもの及び充填の複雑なものを算定していた)。

イ 充填を行った後に比較的短期間で抜髄に至った事例が認められたので、う蝕の進行状況を十分検討した上で適正な治療法を選択すること。

印象採得等

ア 算定要件を満たさない印象採得及び咬合採得を算定していたので改めること。

医療・社会保障全般、学会報告、書評など幅広く原稿を募集中!

原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分につき図書カード2千円分を贈呈。

原稿募集

26年度 歯科 個別指導指摘事項④

・既にブリッジの支台歯としてブリッジの印象採得を策定した歯に対して重複して歯冠修復の印象採得を算定していた。/・歯冠形成を算定せず、また歯冠修復物を装着する予定のない歯に対して歯冠修復の印象採得及び咬合採得を算定していた。

インレー

ア インレーを装着した後に比較的短期間で抜髄に至った事例が認められたので、う蝕の進行状況を十分検討した上で適正な治療法を選択すること。4分の3冠、5分の4冠、全部金属冠
ア 算定要件を満たさない全部金属冠の費用を算定していたので改めること。

・歯科医学的に5分の4冠に分類される金属冠修復に全部金属冠の装着に係る費用を算定していた。

(4) ブリッジ

延長ブリッジは原則として認められないものであり、認められる範囲で実施する場合であっても咬合状態及び支台歯の骨植状態を考慮すること。

(5) 有床義歯

有床義歯の製作

ア 算定要件を満たさないフック、スパーを算定していたので改めること。(有床義歯の装着に当たって実態として使用していないフック、スパーを算定していた)。

イ 算定要件を満たさないパーを算定していたので改めること。

・孤立した中間欠損部分を補綴するため、局部義歯のパーと当該欠損部に用いる人工歯を連結するために使用する小連結子として機能しておらず、歯科医学的に保持装置と認められないものに保持装置の加算を算定していた。/・義歯床と義歯床若しくは義歯床と維持装置を連結する大連結子として機能しておらず、歯科医学的にパーと認められないものにパーを算定していた。/・パーに使用した金属材料と異なる種類の金属材料で価格を計算し算定していた(実際には鋳造用コバルトクロム合金を使用したものを金銀パラジウム合金を使用したものとしていた)。

ウ 印象採得に使用した印象材の種類を診療録に記載していなかったため、適切に記載すること。

エ 算定要件を満たさない印象採得を算定していたので改めること。(同一の有床義歯の修理に際して再度の印象採得を行ったものを重複して算定していた)。

オ 算定要件を満たさない咬合採得を算定していたので改めること(同一の有床義歯の修理に際して再度の咬合採得を行ったものを重複して算定していた)。

有床義歯修理、有床義歯内面適合法、有床義歯床下粘膜調整処置

ア 有床義歯床下粘膜調整処置に使用した保険医療材料の種類を診療録に記載していなかったため、適切に記載すること。

イ 有床義歯修理に当たって修理内容の記載が不十分であったため適切に記載すること。

ウ 有床義歯修理に当たって修理内容の記載が具体性を欠いていたため適切に記載すること。

エ 算定要件を満たさない有床義歯修理を算定していたので改めること。

・同一の有床義歯の1回の修理に際して、再度実施した印象採得及び咬合採得の費用を算定していた。/・修理内容の要点を診療録に記載していなかった。/・診療録に有床義歯の破損内容及び修理内容がなくかつ傷病名が記載されていない有床義歯修理が算定されていたため、破損内容、修理内容及び傷病名を記載すること。新製義歯管理料
ア 新製有床義歯管理料の管理に係る情報を記載した文書において以下の事項の記載内容が不相当であったため適切に記載すること(欠損の状態)。

イ 新製有床義歯管理料の算定に係る情報を記載した文書において複写方法が不相当であった(保険医の記載した文書を他の従事者が清書して患者に提供し、保険医の記載した原本を写しとして診療録に添付していた)。

ウ 新製有床義歯管理料の管理に係る情報を記載した文書において以下の事項に不備が認められたため適切に記載すること。

・欠損の状態の記載がない事例が認められた。/・管理に係る情報を記載した文書を診療録とは別に一括して保管していたので診療録に添付して保管すること。

エ 算定要件を満たさない新製有床義歯管理料を算定していたので改めること(有床義歯の管理に係る情報を記載した文書の写しを診療録に添付していなかった)。

有床義歯調整管理料

ア 算定要件を満たさない有床義歯調

整管理料を算定していたので改めること。(調整方法及び調整部位を診療録へ記載していなかった)。

歯科口腔リハビリテーション料1の「有床義歯の場合」

ア 歯科口腔リハビリテーション料1の「有床義歯の場合」の算定に当たって診療録に記載すべき以下の事項に不備が認められたため適切に記載すること。

・指導内容の要点が具体性を欠き画一的であった。/・調整方法が画一的であった。/・調整部位が画一的であった。/・調整方法が具体性を欠いていた。/・指導内容の要点が具体性を欠いていた。

旧有床義歯管理料の掛割率は略

12. 麻酔

算定要件を満たさない麻酔料を算定していたので改めること。

ア 手術を算定したものに、浸潤麻酔に用いた薬剤の費用を算定していた。

13. その他

(1) 特掲診療料に係る歯科診療特別対応加算

算定要件を満たさない特掲診療料の歯科診療特別対応加算を算定していたので改めること。

ア 歯科訪問診療料を算定した患者において区分番号M029以外のものに所定点数の100分の50に相当する加算を算定していた。

イ 加算を算定した日において患者の状態を診療録に記載していなかった。

歯ぎしりの診療において病態診査の内容の診療録への記載が不十分であったため、適切に記載すること。

口腔内カンジダ症の診療において確定診断の根拠の診療録への記載が不十分であったため、適切に記載すること。

顎関節症の診療において病態診査の内容の診療録への記載が不十分であったため、適切に記載すること。

(2) 保険給付外診療

保険給付外診療の記録に保険診療録の様式を用いていたため、保険給付外診療の記載に当たっては保険診療録とは別の様式の記録を作成し、保険診療録と区別すること。

一連の保険給付外診療に含まれるべき診療を保険請求していたので改めること。

ア 保険給付外診療により歯冠修復を行った歯に支台築造に係る費用を算定していた。

イ 保険給付外診療で歯冠修復を行った歯に歯冠形成を算定していた。

次号は、最終回となり、診療報酬の請求等に関する事項